早稲田大学学生会館規約（文連常任委員会案）

第一条（呼称）本学に設置の学生会館は、それぞれ第一学生会館（旧会館）、第二学生会館（新会館）と称する。

第二条（設置の目的）学生会館は、学生の自治活動、サークル活動、その他学生の自主的文化活動を発展させ、それを保障する場であり、もって大学人相互の連帯を深め、学園生活に貢献するとともに学生の自主的活動を通じて批判と自治の精神を培い、社会進歩のために、学生の自由な研究と活動を保障するものでなければならない。

第三条（管理運営）前条の目的に沿い、学生会館の管理運営は、学生の自治によって行うものとする。このための機関として学生会館自治委員会（以下自治委員会と略す）を設置する。自治委員会は、学生会館の管理運営とそれにともなう一切の学生の自治活動を司どる機関であり、最高決定および執行機関として、学生会館のあらゆる活動を統括するものでなければならない。

第四条（自治委員会の構成）自治委員会は、各学部自治会、学友会の代表、文化団体連合会、サークル連合の代表、早稲田祭実行委員会の代表、及び生活協同組合の代表によって構成される。

第五条（自治委員会細則）自治委員会の細則については、〈学生会館自治委員会細則〉として、これを別に定める。

第六条（学生会館協議会）学生会館の管理運営を自治委員会がより円滑に行い、学生の自治活動の発展を期するために、自治委員会代表、教職員代表、大学当局の三者からなる協議機関を設置し、予算折衝等を行う。この機関を学生会館協議会（以下協議会と略す）と名称し、これは決定権をもつものではない。

第七条（協議会細則）学生会館協議会の細則については、これを〈学生会館協議会細則〉として、別に定めるところとする。

第八条（使用日時）①学生会館は、日曜、祭日、創立記念日、定期休暇中の一定期間を除いて、これを毎日開館する。開館時間は、午前八時三十分より午後十時までとする。②右に定めた日時以外の使用については、これを事前に自治委員会に届け出、許可を願い使用する。

第九条（施設、設備の使用許可）①学生会館の部室の割当て、会議室、アトリエ、リハーサル室、スタジオ、和室、能舞台、茶室その他使用施設、設備の使用に関しての決定は、自治委員会がこれを行う。②学生会館の施設、設備の使用については、これを自治委員会に届け、許可を得る。

第十条（使用者）学生会館を使用できるものは、次の通りとする。早稲田大学学生及び学生団体、教職員及び自治委員会の認めたもの。

第十一条（使用細則）学生会館使用の細則については、これを〈学生会館使用細則〉として別に定める。

第十二条（学生会館の維持、補充及び改良）学生会館の維持、補充及び改良は、自治委員会の要請により責任をもって大学当局が行わなければならない。

第十三条（管理運営予算）①学生会館の管理運営に関する予算は自治委員会がこれを自主的に計画し、大学当局に示し、その活動を保障する。②学生会館の管理運営に関する経費は、これを大学当局が保障しなければならない。③管理運営予算は、前年度を下まわってはならず、前年度額を基準とする。④基準額を越える自治委員会の要求額に関しては、当該年度の法人予算の決定以前に協議会において折衝し、決定する。

第十四条（運営予算の執行）①自治委員会が定めた予算は会計年度初めに一括して計上する。②予算の一括計上の際、自治委員会は大項目による月別予算計画を計上する。③経理課長は、毎月初め月別予算計画に基いて、自治委員会委員長名儀の当座預金に当月分を振りこまなければならない。

第十五条（会計年度）学生会館の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十六条（決算）毎会計年度の終りに、その年度の決算を自治委員会は審議し了承し、これを学生会館協議会に提出しなければならない。

第十七条（学生会館事務員及び職員の人事）①学生会館事務員及び職員は、学生の自治活動の発展のためにその任務を尽すものでなければならない。②学生会館に配置された事務員及び職員がその職務権限に反して、学生の自治活動に重大な侵害を与えたことがあると認められた場合、自治委員会がこれをとりあげ、協議会でこれを協議し、十分な事実関係の認識のうえに、自治委員会が当該事務員、職員の継続配置を拒否する権限をもつ。③学館事務員及び職員は、自治委員の了承に基き、大学当局が、これを配属する。その事務内容、職務については、これを事務員規定で定める。

第十八条（規則、細則の改廃）学生会館規約、学生会館使用細則、自治委員会細則、協議会細則の改廃については、選出母胎の承認を得て、自治委員会の三分の二以上の議決をもってこれを決する。

第十九条（施行）本規約は昭和四十四年〇月〇日より施行する。なお本規定の発効によって旧規約はその効力を失う。